

“挑戦し続ける 元気あふれるまち まつばら” をめざして

「松原市第4次総合計画」がスタートします

特集

市では、議会での審議や基本計画審議会からの答申を踏まえて、平成23年度を初年度とする第4次総合計画を策定しています。平成30年度を目標年次とし、市民の皆さんが健康で安全に住み続けていくことができ、まち、活力を有する元気なまちの実現をめざして、市民と行政との「協働」をキーワードに市民の皆さんと共に取り組んでいきます。

今月号では、この第4次総合計画の概要についてご紹介いたします。

問合せ 市長政策室

① 計画策定の趣旨

わが国は人口減少、少子高齢社会を迎え、大きな転換を図るべき時期に直面しています。

さらに地方分権の改革が進展し、市民自らが決定し、決定したことを実行するしくみをつくることが求められています。自主性、自立性、そして市民との協働のまちづくりを展開していくために、本市が積み重ねてきた地域資産や特性を掘り起こし、将来の姿をえがき、その実現の道のりをあきらかにしていく必要があります。

本計画はめざすべき本市の将来像とそれを実現するまちづくりの方向性や施策体系をあきらかにしていきます。



② 計画の期間と構成

今後の市政運営の基本とするために策定するものです。

基本構想

本市のめざすべき都市像やまちづくりの目標、土地利用の方針、まちづくりの施策体系を示します。

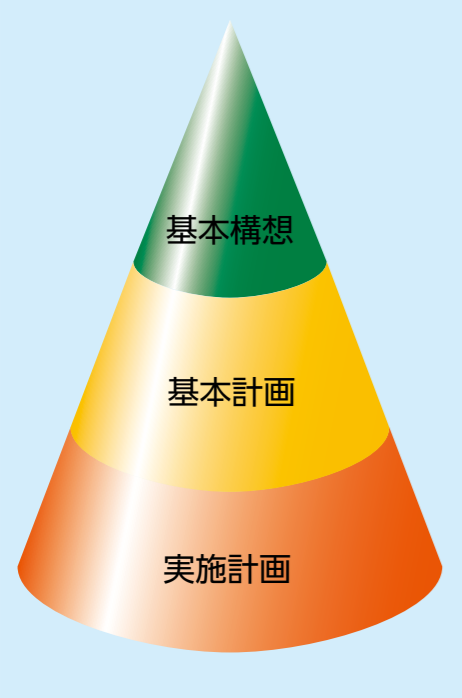
基本計画

基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と具体的な事業展開の方向を定めます。

実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を計画的かつ効率的に実施するために必要な事業を明らかにします。

体系図



計画の期間【目標年次：平成30年度(2018年度)】

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
基本構想	〈8年間〉							
基本計画	〈8年間〉 (原則4年で成果の把握、評価)							

③ 将来都市像とまちづくりの基本目標

本市の将来像を実現するため、次の5つの基本目標を方向づけ、体系的、計画的にまちづくりを進めます。

- 1 市民と行政の相互の信頼関係の構築と協働のまちづくりを進めるしくみづくり
- 2 まちづくり目標の達成と成果を重視した行政経営の展開

〈まちづくりの目標(基本目標)と基本計画〉

◆基本目標1 安心して住み続けることができるまちづくり

限りある資源を活用し持続可能な地域環境や生活環境をつくりまします。

安全で安心して暮らせるまちの環境を守り育てます。

市民の暮らしをつくる適切な土地利用を図ります。

ゆとりと魅力ある定住にふさわしい住まいの環境をつくりまします。

- 豊かな住宅・住環境づくり
- 緑豊かな地域づくり
- 計画的な土地利用
- 共生と調和の市街地形成

◆基本目標2 市民誰もが健康よく暮らし、安心して暮らせる和らぎのまちづくり

市民自らが健康づくりに取り組む環境をつくりまします。

地域福祉の充実を図り、和らぎのまち松原を実現させまします。

地域医療ネットワークを確立します。

- 市民の健康づくりの支援
- 健康維持のための環境づくり
- 高齢福祉の促進
- 障害福祉の促進
- ひとり親家庭への自立支援の推進
- セーフティ社会の確立
- 安心の地域医療ネットワークづくり

◆基本目標3 未来を拓く自立心を育む人づくり

子育てのまち松原を実現します。

生きる力を育む教育を推進します。

健康で豊かな心身を育む環境をつくりまします。

生涯を通じて学べる環境をつくりまします。

- 地域の子ども育成と支援
- 子育てと仕事の両立を支援する地域社会
- 生きる力を育む特色ある教育活動の展開
- 地域と連携した学校教育の充実
- 地域で取り組む青少年の健全育成
- 市民のスポーツ文化の醸成
- 青少年のスポーツの振興
- 生涯学習の充実と「智の拠点」づくり
- 文化芸術の振興

◆基本目標4 利便なまち、元気で活力あふれるまちづくり

地域経済と雇用を支える産業の振興を図ります。

今あるまちの資産を再編し、松原らしい元気なまちの資産へと再生します。

幹線道路沿道を活用して土地の計画的有効活用を図ります。

- 地域経済を担う中小企業の振興
- 商業サービスの充実
- 都市近郊型農業の振興
- まちの魅力づくり
- 計画的沿道土地利用の誘導

◆基本目標5 市民と行政の協働によるまちづくり

市民によるコミュニティ活動を促進し、協働のしくみをつくりまします。

行政サービスの質の向上、情報の公開に取り組まします。

人権を尊重し共に生きる社会をつくりまします。

- 市民協働のしくみづくり
- 分権社会を担う行政運営
- 情報の公開と情報発信力の向上
- 人権尊重社会の実現
- 男女共同参画の推進
- グローバル化とともに共生する社会の実現

特集：悪徳業者にご注意を！

被害事例

A社から電話があり、「上場
間近のB社の未公開株を買いま
せんか」と言われたが、その時
は購入を断った。しかし後日、
C社から「値上がり確実なの
でB社の株をお持ちなら、高く
買い取らせてください」と電話
があったため、儲かると思い、
A社に連絡し、B社の株を購入
した。その後B社の株をC社に
買い取りをしてもらおうと電話
しているが、連絡が取れなく
なった。

- 電話での勧誘などには、すぐに応じない。
- もつれ話を安易に信じない。
- 一人で悩まずに、早めに家族や、公的機関に相談を。
- 高齢者を狙う詐欺的な投資勧誘の被害を防ぐには、日常的に接している身近な人が変化に気付く、相談に関心することが大切です。
- 未公開株や社債の販売ができるのは、金融商品取引業者と未公開株や社債の発行会社だけです。勧誘業者が金融商品取引業者かどうかは、金

こんなことに注意しましょう

- 高齢者の中には、人のいうことを疑わず簡単に信用してしまい、だまされたことに気付かない事例が多く見受けられます。
- 被害に遭ったと自覚していても、恥ずかしい、他の人に迷惑をかけたくない、などの理由で、誰にも相談しない場合も少なくありません。

高齢者が狙われやすいのは？

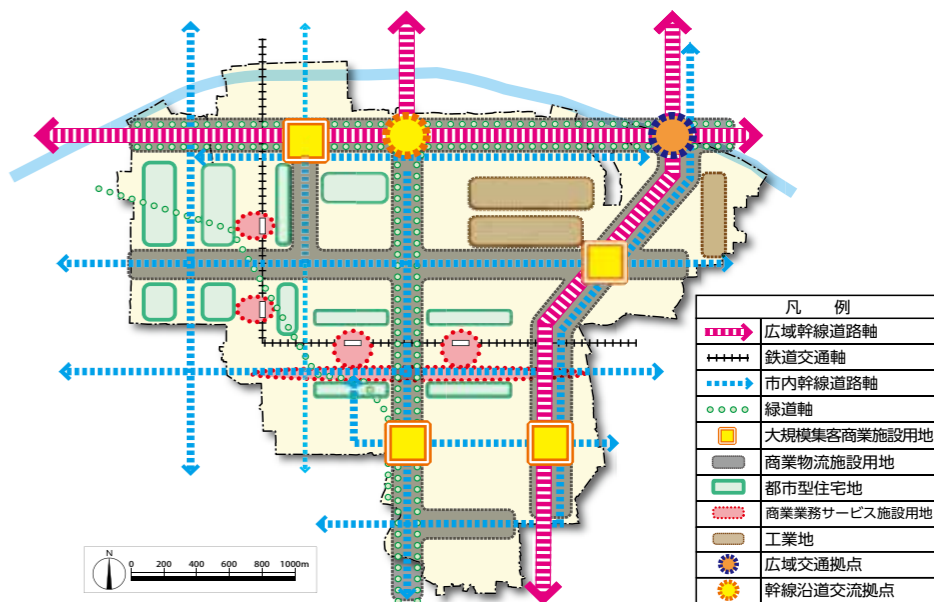
- 上場確実です。必ず儲かります。
- あなただけに特別にお譲りします。
- 株(社債)を買います。買い取りには、あと〇株必要なので買い増しをしてください。
- 金融庁(その他公的機関名)の者ですが…
- 必ず被害を回復してあげます。その代わり、□□社の株式(社債)を買ってください。
- いったん支払ったお金を取り戻すのは大変なことです。自分は大丈夫などと思わず、日ごろから用心することにも、どうしようも困ったり、被害に遭った場合は、消費生活相談コーナーなどへご相談ください。

悪徳業者にご注意を！
次の標的はあなたかもしれません

最近、高齢者を中心に「未公開株」取引に関するトラブルが急増しています。
しかし、実際には上場予定がなかったり、株券に譲渡制限があり名義の書き換えができないという相談事例が寄せられています。
また、「私募社債」や「ファンド」取引に関する被害も出ていますので、ご注意ください。

ご協力ありがとうございました

基本構想(素案)に関するパブリックコメントにおいて、いただきました貴重なご意見、ご提案につきましては、素案の修正は行いませんでしたが、基本計画策定にあたり参考にさせていただきます。
また、市民アンケート調査をはじめ、多くの市民の皆さんにご協力をいただきました。どうもありがとうございました。
今後とも、計画の着実な実施に向けて、皆さんのより一層の支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



本市は面積が限られていますが、平坦地であり、安全性も高く暮らしやすいまちと言えます。人口密度も低くないため、より有効な土地利用を図っていく必要があります。
本市の将来像と基本目標を実現するために、上図のような土地利用を図っていきます。

④土地利用構想

◆将来都市像
挑戦し続ける
元気あふれるまち まつばら

◆将来目標人口
12万人

今後の8年間を見通したとき、一番に求められるのは「人、まちの活力」であり、市民が健康で安全に住み続けていくことができることです。市民の暮らしの向上と「人、まちの活力」をひとつの力に束ね、元気な「人とまち」を創っていきます。
今、まちが担う課題を克服していくためにはあらゆる市民が、まちづくりの目標のもとに心をひとつにしていく必要があります。市民が健康やかに暮らすことができ、市民間で支えあい、優しさのある人の和を創ることが求められています。市民が「まつばら」に住むことに誇りと希望を持つことができ、また市民が心を和らげることができる、ほっとするまちにしていきます。
市民それぞれが自立して市民の夢、まちの夢に向かうことができる、その市民の夢をバックアップできるための都市基盤づくりと行財政力を確立し、活力を有する「元気なまち松原」を8年後の都市像とします。
また、目標人口については、わが国全体が人口減少期、少子高齢社会を迎え、本市の平成30年度末の推計人口もおおむね11万8千人になると見込まれている中、誰もが「住んでみたい」「住み続けたい」と思うとさまざまな魅力あるまちづくりを進め、推計人口よりも2千人多い12万人の人口をめざします。



こんな勧誘文句に気を付けて

- 融庁のホームページ (<http://www.fsgo.jp/>)で確認しましょう。
- 必ず被害を回復してあげます。その代わり、□□社の株式(社債)を買ってください。
- いったん支払ったお金を取り戻すのは大変なことです。自分は大丈夫などと思わず、日ごろから用心することにも、どうしようも困ったり、被害に遭った場合は、消費生活相談コーナーなどへご相談ください。
- 金融庁(その他公的機関名)の者ですが…
- 必ず被害を回復してあげます。その代わり、□□社の株式(社債)を買ってください。
- いったん支払ったお金を取り戻すのは大変なことです。自分は大丈夫などと思わず、日ごろから用心することにも、どうしようも困ったり、被害に遭った場合は、消費生活相談コーナーなどへご相談ください。

◆未公開株とは

証券取引所に上場も公開もされていない株式のことです。株を取引所に新規公開すると、初値が高くつき利益が出ることも多いため、人気が高くなっています。
未公開株を営業として売買できるのは、株の発行元の会社と金融商品取引業者(旧証券取引法上の証券会社)だけとされています。また、株式を公開していない会社は、定款で譲渡制限を設けているのが一般的で、株式は取締役会の承認がなければ譲渡できません。
したがって、金融商品取引業者の登録を受けていない業者から未公開株を購入した場合は、株券を取得しても、多くは名義変更もできず、株主としての権利行使もできない状態となってしまう。

～市政出前講座～

毎年5月は「消費者月間」です。
未公開株や劇場型詐欺(複数の業者(人物)が共謀して購入させる詐欺)などの悪質商法が高齢者を狙っています。
悪質商法の手口などを知っておくことは、被害に遭わないためにも大切なことです。
市では市政出前講座として、消費生活専門相談員が出張し、「悪質商法の被害に遭わないために」などのテーマで消費生活に関する講座を行っています。
※時間は30分程度でお願いします。
申込み 開催予定日の1カ月前までに市長政策室へお申し込みください。
問合せ ▶内容については、産業振興課 ▶申し込みについては、市長政策室